

参考資料

2022年10月5日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

四半期開示の主な経緯

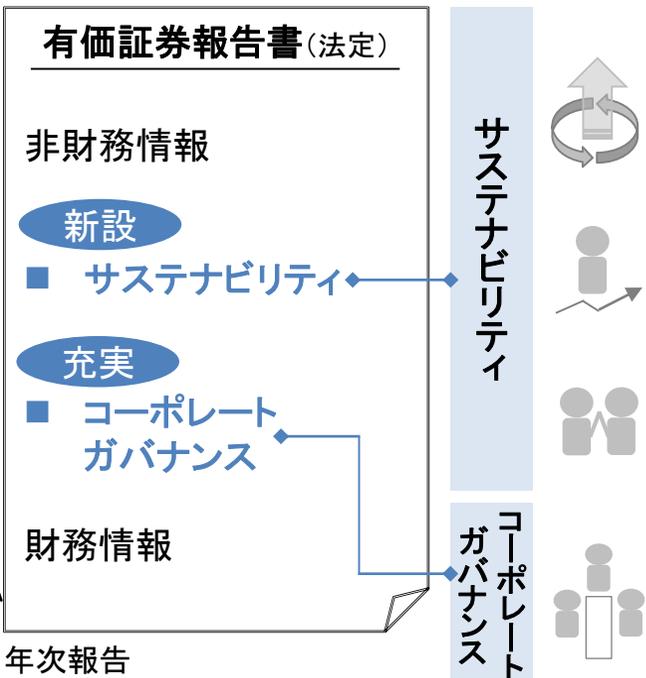
- 1999年11月 東証は、マザーズ市場で四半期情報の開示を義務付け
- 2001年8月 金融庁は、「証券市場の構造改革プログラム」を公表。四半期短信等による経営情報開示の促進について、取引所等へ検討を要請
- 2002年6月 東証は、適時の情報開示を求める内外の投資者ニーズを踏まえ、足元の業績動向をよりタイムリーに把握できるよう、「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」を公表（2003年4月から、上場企業への四半期開示導入の方針）
- 2002年9月 経団連は、「四半期財務報告に関する提言」を公表（会計・監査の基準の統一等の観点から、法制化に向けて、会計・監査の基準についての検討を要請）
- 2003年4月 東証は、段階的な「四半期財務・業績の概況」の開示を導入（2004年末には、東証上場企業の9割が実施）
- 2005年6月 金融審議会ディスクロージャーWG報告において、四半期開示の法制化を提言
【参考】2006年1月 ライブドア事件（上場子会社の自社株売却に伴う偽計、風説の流布（四半期業績の虚偽記載については責任を問えず））
- 2006年6月 金融商品取引法制定により、四半期報告が法制化（2008年4月から施行）
- 2011年3月 四半期報告書の簡素化を実施
- 2017年3月 東証は、決算短信、四半期決算短信の簡素化を公表（2017年4月から適用）
- 2018年6月 金融審議会ディスクロージャーWG報告・公表
- 2022年6月 金融審議会ディスクロージャーWG報告において、四半期決算短信への一本化を提言

ディスクロージャーWG報告の概要(2022年6月13日)

□ ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ

非財務情報開示の充実

(府令改正事項)



全般

- サステナビリティ情報の『記載欄』を新設
 - ・ 「ガバナンス」と「リスク管理」は、全ての企業が開示
 - ・ 「戦略」と「指標と目標」は、各企業が重要性を判断して開示

人的資本

- 「人材育成方針」、「社内環境整備方針」を記載項目に追加

多様性

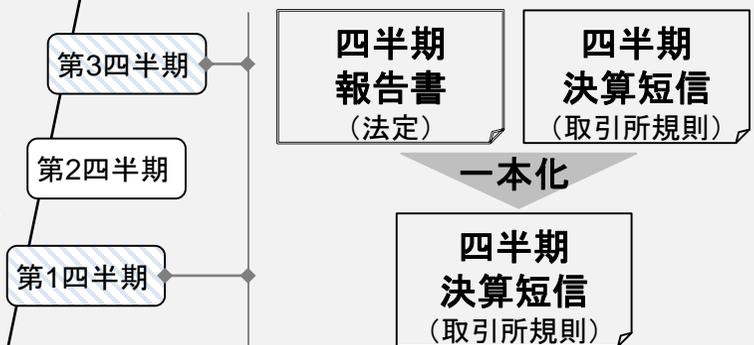
- 「男女間賃金格差」、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」を記載項目に追加

取締役会の機能発揮

- 「取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況」の『記載欄』を追加

開示の効率化

(法改正事項)



四半期開示の見直し

- 金融商品取引法の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」
- 「一本化」の具体化に向けた課題(義務付けのあり方、開示内容、虚偽記載に対するエンフォースメント、監査法人によるレビュー等)は、検討を継続

(注)上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

四半期決算短信への「一本化」(ディスクロージャーWG報告(抄)(2022年6月13日))

- 前回ディスクロージャーWG報告において、上場企業についての法令上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」する方向性を提言

Ⅲ. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

1. 四半期開示

(3) 四半期開示見直しの方向性(四半期決算短信への「一本化」)

足元の開示実務をみると、両者^(注)の間の内容面での重複や開示タイミングの近接が指摘されており、エンフォースメントなどを工夫することにより、両者^(注)の「一本化」を通じたコスト削減や開示の効率化が可能であると考えられる。

また、「一本化」については、四半期報告書に集約させる方法と四半期決算短信に集約させる方法とが考えられるが、

- ・ 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・適時性を低下させるおそれがあること
- ・ 投資家への積極的情報開示が行われている四半期決算短信に関しては、投資家に広く利用されていること。また、一部の企業においては、その発表と併せて充実した決算説明資料を公表し、さらには経営幹部によるアナリスト等との Q&A の模様などを公表する動きが進んでおり、こうした積極的な開示姿勢の後押しも重要であること
- ・ 「正確性の担保」という点からは、四半期報告書の形でなくても、代替的な手法(例えば、四半期決算短信を臨時報告書として開示することにより担保する方策等)により確保することも考えられるとの指摘があること

等を踏まえると、四半期決算短信への「一本化」とすることが適切と考えられる。

具体的には、上場企業についての法令上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられる。

(注)四半期決算短信と四半期報告書

「一本化」の具体化に向けた検討課題(ディスクロージャーWG報告(抄)(2022年6月13日))

□ 前回ディスクロージャーWG報告において、四半期決算短信への「一本化」に向けた検討課題が示された

Ⅲ. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

1. 四半期開示

(4)「一本化」の具体化に向けた検討課題

法令上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、四半期決算短信への一本化を進めるに当たっては、以下をはじめとする課題についての検討が必要であり、ワーキング・グループにおいて引き続き議論を深めていく。

- 全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無をどう考えるか
- 四半期決算短信の開示内容については、従来、速報性の観点から簡素化されてきた経緯がある中、「一本化」に当たり、その内容をどう見直すか
- 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントの手段をどう確保するか。この点に関し、四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示することにより法令上のエンフォースメント手段を確保するとの対応策についてどう考えるか
- 四半期決算短信に対する監査法人によるレビューの必要性についてどう考えるか
- 第1・第3四半期報告書の廃止後に上場企業が提出する「半期報告書」に対する監査法人の保証のあり方についてどう考えるか(「レビュー」、「中間監査」)

四半期開示見直しに係る主な意見(ディスクロージャーWG報告(抄)(2022年6月13日))①

□ 前回ディスクロージャーWGでは、四半期開示見直しに関して様々な意見があった

総論

- 金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信には重複がみられるため、両者を一本化してはどうか
- 一本化する場合、開示内容や監査法人のレビュー、虚偽記載に対するエンフォースメント等の課題について、具体的な検討を進める必要がある
- 四半期開示が新規上場を目指す会社の障壁となっているなどの事情があるなら、一部の市場について任意化することも一案

開示の頻度

- 四半期開示は中長期の経営戦略の進捗状況を確認する上で有用
- 企業価値に影響がある事項は適時開示で対応しており、四半期開示が中長期的な企業価値の判断に有用か必ずしも明らかではない
- 開示頻度を後退させることは、海外からの投資に水を差すほか、日本の資本市場の質の低下や、機関投資家と個人投資家との情報格差の拡大の懸念もあり、慎重な検討が必要ではないか

四半期開示に関するその他の意見

- 日本では企業が細かい業績予測を公表するので、アナリストは決算確認に終始しており、分析力が鍛えられていない。これが、アナリストが近視眼的と言われる背景ではないか
- 非財務情報は財務情報を補完するものであって代替するものではない。そのため、非財務情報の充実が財務情報を後退させる理由にはなりにくい
- 3月決算が多い日本企業が四半期開示を止めると、海外で一番重要な12月期に日本企業が情報発信なくなり、日本の市場の地盤沈下につながるおそれがある

「一本化」の検討にあたって

- 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・適時性を低下させるおそれがある
- 投資家への積極的情報開示が行われている四半期決算短信に関しては、投資家に広く利用されている。一部の企業においては、その発表と併せて充実した決算説明資料を公表し、さらには経営幹部によるアナリスト等との Q&A の模様などを公表する動きが進んでおり、こうした積極的な開示姿勢の後押しも重要である
- 「正確性の担保」という点からは、四半期報告書の形でなくても、代替的な手法(例えば、四半期決算短信を臨時報告書として開示することにより担保する方策等)により確保することも考えられる
- 今後の検討に当たっては、日本市場の情報開示が全体として後退することがないように、また、後退したという印象を持たれることもないように注意する必要がある
- 企業の会計不正や虚偽記載に対する抑止力、海外投資家を含むステークホルダーからの開示に対する期待、海外の開示制度との比較等も含めて、全体最適の観点からの検討が必要である
- 開示負担軽減等の観点から、プライム市場上場企業を含め四半期開示を任意化すべきとの意見もある
- 四半期レビューを廃止した場合、新しい会計基準が導入されるケースにおいて、企業だけでは対応できないというものや中小の上場企業で内部管理や開示体制が脆弱なケースもみられる

四半期開示に関する実証研究

- 前回ディスクロージャーWG第6回会合(2022年2月18日開催)では、法政大学・中野教授より国内外の四半期開示に関する実証研究を説明

研究主題

各実証研究における検出内容

資本市場への影響

- 四半期開示により、市場の効率性・流動性の向上、資本コストの低減効果が発現[Butler et al.(2007) 等]
- 四半期開示を行わない企業の株価は、四半期開示を行う米国の同業他社の利益情報に過剰反応 [Arif and De George (2020)]

短期主義あり

- 米国では、四半期開示強制により、投資の減少が拡大したほか、特許数等が減少[Kraft et al. (2018) 等]
EUでは、四半期開示強制により、充実した開示を行っていない企業は、短期主義的な行動を取る傾向 [Balakrishnan and Ertan. (2017)]

短期主義認められず

- 英国・シンガポールでは、四半期開示により、企業の投資活動に影響を及ぼしたとする証拠は得られない [Nallareddy et al. (2021) 等]

投資活動促進

- 日本では、四半期開示により、企業の投資行動が促進されるとの考えと整合的な証拠を検出[藤谷 2020]

投資行動への影響

検証結果一致せず

(留意点)

- 四半期開示が投資水準を低下又上昇させるチャンネルが存在 [Kajüter et al.(2019)]
 - [四半期開示なし]過大投資 → [四半期開示導入]過大投資是正 → 投資水準低下
 - [四半期開示なし]過小投資 → [四半期開示導入]過小投資是正 → 投資水準上昇

ベネフィットとコストを合わせた効果

- シンガポールでは、四半期開示強制により、中小上場企業において、時価総額5%程度のコンプライアンス・コストの発生を市場が見込んだことを示唆する結果 [Kajüter et al. (2019)]

諸外国の四半期開示の状況(ドイツ)①

□ ドイツのプライム市場では、四半期開示が求められているが、財務諸表なしでも可
フランクフルト証券取引所の四半期開示制度

	プライム(Prime standard)市場	ジェネラル(General standard)市場
市場コンセプト	グローバルな投資家の参加を想定 非常に高い透明性が要求される市場	EU法に基づき、規制市場に求められる最低限の基準を遵守することが課せられる市場
上場企業数	326社(うちドイツ企業:288社)	134社(うちドイツ企業:110社)
時価総額	平均:1.0兆円、中央値:1,478億円	平均:900億円、中央値:51億円
(参考) 日本市場	プライム市場(企業数:1,841社) 平均:3,916億円、中央値:614億円	スタンダード市場(企業数:1,477社) 平均:161億円、中央値:63億円
四半期 開示制度	半期報告と年次報告のほか、 1Qと3Qにも開示が求められる (以下参照)	半期報告と年次報告のみ、 1Qと3Qは報告・開示義務なし

※ドイツ時価総額は2021年11月末時点。各市場の上場企業のうち、ドイツ国籍企業を集計

※日本市場の時価総額については2021年12月末時点。上場企業の新市場区分の選択結果をもとに集計

プライム市場で求められる四半期開示の概要

開示内容

Quarterly Statement
(財務諸表なし)

- ・ 期中における上場会社の重要な取引や出来事と、その影響
- ・ 上場会社の財政状態および業績に関する説明
- ・ 開示済みの将来情報に関する重要な変更があった場合、その旨

Quarterly Financial Report
(財務諸表あり)

- ・ 要約財務諸表
- ・ マネジメント・レポート

レビューの要否:レビューは不要

提出期限:四半期末より2か月以内

※原則としてQuarterly Statementの提出が取引所規則により義務付けられているが、Quarterly Financial Reportを代替的に提出することも認められている

諸外国の四半期開示の状況(ドイツ)②

プライム市場の四半期開示状況

- プライム市場の時価総額上位(DAX指数構成銘柄39社^(注1))のうち、32社が四半期(要約)財務諸表を開示、残る7社は財務諸表なし(定性情報のみ)での開示
- 時価総額下位40銘柄^(注2)についても、32社が四半期(要約)財務諸表を開示、8社が財務諸表なしでの開示
- 時価総額上位においては、財務諸表なしでの開示のほうが、開示時期がやや早くなる傾向

	DAX指数(39銘柄)	時価総額下位(40銘柄)
【財務諸表あり】	32社	32社
開示に要した日数	平均 <u>34日</u> (中央値: <u>34日</u>)	平均 <u>41日</u> (中央値: <u>41.5日</u>)
レビューの有無	4社(12.5%)	0社(0%)
財務諸表の種別	PL、BS、CFが中心、セグメント情報や株主資本等変動計算書が追加されるケースもある	
【財務諸表なし】	7社	8社
開示に要した日数	平均 <u>32日</u> (中央値: <u>29日</u>)	平均 <u>41日</u> (中央値: <u>41.5日</u>)
具体的な開示内容	売上高等のPL科目に加え、セグメント情報や受注・販売状況の説明が目立つ	

(注1)DAX指数構成銘柄のうち、ボルシェのみジェネラル上場企業であるため、集計対象外とした

(注2)プライム市場に上場するドイツ国籍企業のうち、時価総額下位40銘柄を集計対象とした

(参考)レビューについては、レビュー有りとして明記しているもの、もしくはレビュー報告書が添付されているものを「有り」として集計

諸外国の四半期開示の状況(ドイツ)③

□ フランクフルト取引所プライム市場では、財務諸表を開示しない企業が少しずつ増加

<ドイツにおける四半期開示の経緯>

- 1998年、フランクフルト取引所の新興市場(Neuer Market)上場企業に四半期開示を義務付け
- 2007年、EU「透明性指令」を国内法化し、四半期開示を法定化。フランクフルト取引所は、国際会計基準(IAS34)に準拠した四半期財務諸表の記載を義務化(EU「透明性指令」より重い)
- 2015年、EU「透明性指令」の改正を受けて、法令による四半期開示を任意化。フランクフルト取引所は、取引所規則によりプライム市場の四半期開示義務を継続するが、開示書類として、四半期財務諸表付きのもののほか、四半期業績に関する定性情報(期中マネジメントステートメント)も許容

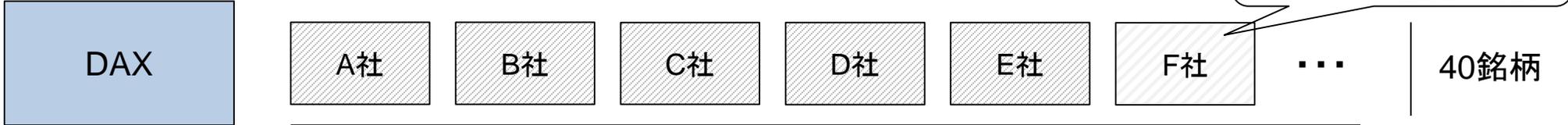
		プライム市場の開示状況			
		財務諸表と期中マネジメントステートメント	財務諸表	要約財務諸表	定性情報の記述
透明性指令改正	2015年	100%	0%	0%	0%
	2016年	44%	7%	40%	8%
	2017年	35%	7%	45%	14%
	2018年	28%	4%	53%	15%
	2019年	24%	4%	54%	18%

四半期開示を指標選定の要件とする事例(独DAX)

□ 海外では、四半期開示を指標に選ばれるための要件としている事例もある

:プライム市場(四半期開示義務) <304社>
 :ジェネラル市場(四半期開示任意) <124社>

上場規則上は、四半期開示は任意だが、DAX指数に入るためには四半期開示が必要



フランクフルト証券取引所の主要40銘柄で構成される株価指数

プライム市場、ジェネラル市場から時価総額や以下の要件等をもとに選定
 (指標で選定されるために必要な要件)

- 四半期開示を行っていること 等

⇒要件に違反した場合、30日間の警告期間後、インデックスから除外



フランクフルト取引所公表文(2020年11月24日)(抜粋)

24 November 2020. FRANKFURT (Börse Frankfurt). Deutsche Börse's global index provider STOXX has published revised rules for the DAX selection indices DAX, MDAX, SDAX and TecDAX. These rules will now be introduced successively.

From March 2021, **all companies in the DAX Selection Indices will have the obligation to publish** audited annual financial reports and **quarterly statements. After a 30-day warning period, an infringement of these requirements will result in the immediate exclusion from the index.**

As a consequence, the obligation to be listed in the Prime Standard of the Frankfurt Stock Exchange will no longer apply; a listing on the Regulated Market will be sufficient. This new rule was introduced to allow the index provider to react faster in case of rule violations.

(参考1)プライム市場、スタンダード市場の上場企業数は、2022年1月1日時点
 (参考2) TecDAX(テクノロジーセクターの主要企業30社で構成される株式指数)においても、指標に入るためには四半期開示が要件とされている
 (出所)フランクフルト取引所ウェブサイトより金融庁作成

取引所開示と法定開示

□ 上場会社には、取引所規則に基づく開示と法定開示を行うことが求められている

取引所開示



法定開示



提出手段

取引所が運営する適時開示情報伝達システム(TDnet)を通じて、重要な会社情報を投資者に適時に提供

金融庁が運営する開示用電子情報処理組織(EDINET)を通じて、適時な財務・企業情報の開示を確保

対象

上場企業
(いずれの証券取引所(東京、名古屋、福岡、札幌)上場企業も対象)

金融商品取引法適用企業
(上場企業、過去に有価証券届出書を提出した企業等)

開示書類

取引所規則に基づく開示書類

- 上場会社の情報
 - ・ 決定事実
 - ・ 発生事実
 - ・ 決算短信、四半期決算短信
 - ・ 業績予想、配当予想の修正等
 - ・ その他の情報
- 子会社等の情報

金融商品取引法に基づく開示書類

- 有価証券報告書
- 四半期報告書
- 半期報告書
- 臨時報告書
- 親会社等状況報告書
- 公開買付届出書
- 大量保有報告書 等

受付時間

原則平日17:00まで(夜間、休日は事前に相談)

原則平日9:00~17:15

罰則等

なし(注)

あり

(注)有価証券上場規程において、①特設注意市場銘柄の指定、②改善報告書及び改善状況報告書の提出、③公表措置、④上場契約違約金の対象となる可能性がある

適時開示の提出事由①

適時開示^(注)

募集・ 売出し	<ul style="list-style-type: none">発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し発行登録及び需要状況調査の開始
株式 株主 等	<ul style="list-style-type: none">資本金の額の減少・資本準備金又は利益準備金の額の減少・自己株式の取得株式無償割当て又は新株予約権の無償割当て・新株予約権無償割当てに係る発行登録及び需要状況・権利行使の見込み調査の開始株式の分割又は併合・剰余金の配当親会社の異動、支配株主(親会社を除く。)の異動又はその他の関係会社の異動主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認、株式等売渡請求等、株主の異動全部取得条項付種類株式の全部の取得・株式又は新株予約権の発行差止請求・株主総会の招集請求
TOB	<ul style="list-style-type: none">上場会社(子会社等)による公開買付け又は自己株式の公開買付け・公開買付け等に関する意見表明等
災害 訴訟	<ul style="list-style-type: none">上場会社(子会社等)における災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害上場会社(子会社等)における訴訟の提起又は判決等、仮処分命令の申立て又は決定等、免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
組織 再編 等	<ul style="list-style-type: none">上場会社(子会社等)の合併等の組織再編行為・事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け解散(合併による解散を除く。)上場会社(子会社等)における子会社等(孫会社)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等(孫会社)の異動を伴う事項
業務 関連	<ul style="list-style-type: none">上場会社(子会社等)における新製品又は新技術の企業化・業務上の提携又は業務上の提携の解消・固定資産の譲渡又は取得・リースによる固定資産の賃貸借上場会社(子会社等)の事業の全部又は一部の休止又は廃止上場廃止申請、上場廃止の原因となる事実・上場会社(子会社等)における新たな事業の開始人員削減等の合理化・上場会社(子会社等)における資源の発見・保有有価証券の含み損継続企業的前提に関する事項の注記
異動	<ul style="list-style-type: none">代表取締役又は代表執行役の異動公認会計士等の異動
変更	<ul style="list-style-type: none">上場会社(子会社等)の商号又は名称の変更・単元株式数の変更又は単元株式数の定めの変更若しくは新設決算期変更(事業年度の末日の変更)・定款の変更

(注)東京証券取引所HPより金融庁作成。決定事実、発生事実を含む

適時開示の提出事由②

適時開示^(注)

破産等	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社(子会社等)における手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分 上場会社(子会社等)の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て 上場会社(親会社等、子会社等)における破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て 子会社等における孫会社に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て 上場会社(子会社等)における債権の取立不能又は取立遅延、取引先との取引停止 上場会社(子会社等)における債務免除等の金融支援
預金保険・調停	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社(子会社等)における債務超過又は預金等の払戻の停止のおそれがある旨の内閣総理大臣への申出(預金保険法第74条第5項の規定による申出) 上場会社(子会社等)における特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て
社債	<ul style="list-style-type: none"> 社債に係る期限の利益の喪失 ・上場会社の上場債券等の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債権等に関する権利に係る重要な事項 上場債券等の社債権者集会の招集その他上場債券等に関する権利に係る重要な事実
法定開示	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書・四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出・申請に係る承認等 有価証券報告書・四半期報告書の提出遅延 開示すべき重要な不備、評価結果不表明の旨を記載する内部統制報告書の提出
監査意見	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見 ・内部統制監査報告書における不適正意見、意見不表明
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 株式事務代行機関への株式事務の委託の取止め ・株式事務代行委託契約の解除通知の受領等 上場維持基準への適合に向けた計画の開示 ・事業計画及び成長可能性に関する事項の開示(グロース市場のみ) 投資単位の引下げに関する開示 ・財務会計基準機構への加入状況に関する開示 MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示 ・支配株主等に関する事項の開示 非上場の親会社等の決算情報 ・公開買付け等事実の当取引所への通知
業績等	<ul style="list-style-type: none"> 決算短信 四半期決算短信 上場会社(子会社等)の業績予想の修正、予想値と決算値の差異等 配当予想、配当予想の修正
包括条項	<ul style="list-style-type: none"> その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項・事実 その他子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項・事実

(注)東京証券取引所HPより金融庁作成。決定事実、発生事実を含む

適時開示・臨時報告書の提出事由における数値基準

□ 適時開示・臨時報告書の業績等に関する規定では、提出事由に数値基準を定めているものがある

適時開示^(注1)

臨時報告書^(注2)

業績予想の修正、予想値と決算値の差異等

- 「新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値」／「公表がされた直近の予想値」が次に該当する場合
 - ✓ 連結売上高:1.1以上or 0.9以下
 - ✓ 連結営業利益:1.3以上or 0.7以下
 - ✓ 連結経常利益:1.3以上or 0.7以下
 - ✓ 親会社株主に帰属する当期純利益:1.3以上or 0.7以下
- 連結財務諸表作成会社における個別業績予想の修正等が次に該当する場合
 - ✓ 売上高:「新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値」／「公表がされた直近の予想値」:1.1以上or 0.9以下
 - ✓ 経常利益:以下の両方に該当する場合
 - 「新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値」／「公表がされた直近の予想値」:1.3以上or 0.7以下
 - 「(新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値)と(公表がされた直近の予想値)の差」／「前事業年度の末日における(純資産額)と(資本金の額)の差」:0.05以上
 - ✓ 当期純利益:以下の両方に該当する場合
 - 「新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値」／「公表がされた直近の予想値」:1.3以上or 0.7以下
 - 「(新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値)と(公表がされた直近の予想値)の差」／「前事業年度の末日における(純資産額)と(資本金の額)の差」:0.025以上

配当予想、配当予想の修正

- 剰余金の配当について予想値を算出した場合
 - 公表した予想値と比較して、新たに算出した予想値に差異が生じた場合
- ※ 軽微基準なし

その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実^(注3)

- 運営、業務又は財産に関する重要な事実(金商法第166条第2項第4号)
- 連結総資産の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- 連結売上高の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- 連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上
- 親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上(※)
- 財政状態及び経営成績に影響を与える事象で臨時報告書が提出される事実^(注2)

※ 利益が少額の場合には特例あり

(注1)東京証券取引所 有価証券上場規程第402条第1号ar、第2号x、第405条第1項、第3項、施行規則第407条各号、第405条第2項、第3項、適時開示に関する実務要領

(注2)企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号、第19号

(注3)東京証券取引所「会社情報適時開示ガイドブック」において、開示の目安として、他の基準における軽微基準と同等の水準を示している

提出会社(連結会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生

- 重要な後発事象に相当し、提出会社の損益に与える影響額が、以下の両方に相当する額となる事象が発生
 - ✓ 最近事業年度末日における純資産額の3%以上
 - ✓ 最近5事業年度における当期純利益の平均額の20%以上
- 重要な後発事象に相当し、連結会社の連結損益に与える影響が、以下の両方に相当する額となる事象が発生
 - ✓ 当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の3%以上
 - ✓ 最近5連結会計年度に係る連結財務諸表における親会社株主に帰属する当期純利益の平均額の20%以上

適時開示・インサイダー取引規制の経緯(論文抜粋)

適時開示とインサイダー取引規制の関係(注1)

(前略)昭和49年6月に、証券取引所(東京、大阪、名古屋)は、上場会社に対して、「会社情報の適時開示に関する要請」を通知した(以下では、「要請」という)。(中略)

その後、「要請」のもとで、どのような内容の開示が必要であるかの判断に資するため、東京証券取引所は、平成元年に「会社情報適時開示の手引き」(ガイドラインを作成した(以下、「手引き」という))。昭和63年には、証券取引法が改正されインサイダー取引規制が整備された。その際に、インサイダー取引の未然防止という観点から適時開示の重要性が一段と認識されることとなった¹⁴⁾。

14) (前略)なお、同年の証券取引法の改正のもととなった証券取引審議会報告「内部者取引の規制の在り方について」(昭和63年2月24日)は、「内部者取引の規制については、まず、その未然防止に万全を期すという考え方を取る必要がある。」とした上で、「証券取引所においては、これまで、上場会社に対し、適時適切な情報開示を要請するとともに、その規則により適時通告を求めてきているが、その規定を整備し、適時通告を怠った会社に対しては、再発防止の観点から改善報告書を求める等の適切な措置を講じることとする必要がある。」としていた。

平成元年「会社情報適時開示の手引き」における開示事項(注2)

有価証券の投資判断に重要な影響を与える情報として適時開示を要請している会社情報は、証券取引法第190条の2第1項に規定する業務等に関する重要事実(以下「法令上の「重要事実」」という。)およびその他の重要な会社情報からなり、具体的な項目は別表のとおりである。(以下略)

適時開示の規則化の経緯(注3)

当時(旧証券取引法におけるインサイダー取引規制導入(昭和63年)前)の適時開示は現行の有価証券上場規程における規定のように規則化されてはおらず、要請によるものであった(中略)。要請により適時開示が求められていた企業情報の多くが重要事実(インサイダー取引規制における重要事実)として規定されていたわけであるが、その後、重要事実が投資判断に影響を及ぼすべき重要な投資判断情報として規定されたことを踏まえて、当該重要事実を開示対象として含めた現行の適時開示に係る規則化(平成11年)がなされた。

(注1) 出典: 川口恭弘「投資判断に影響を及ぼす会社情報 一適時開示規制、臨時報告書制度、インサイダー取引規制、FDルールの比較検討一」久保大作ら編『吉本健一先生古稀記念論文集 企業金融・資本市場の法規制』(商事法務)366頁

(注2) 出典: 新井彰「会社情報適時開示の手引きの解説」商事法務1179号(1989)7頁

(注3) 出典: 久保幸年「公的規制と自主規制によるディスクロージャーの構成と課題 一法定開示と適時開示一」宝印刷総合ディスクロージャー研究所編『金融商品取引法上のディスクロージャー制度に関する課題[別冊商事法務369号]』(2012)142頁。斜字は金融庁追記

四半期決算短信、四半期報告書ともに30日以内に提出している企業(2022年3月期第1四半期)

- 以下の会社(32社)は、四半期会計期間(2021年4～6月)後30日以内に、四半期決算短信と四半期報告書を提出している(事務局説明資料P.31の右図表参照)

北陸電気工事(株)

NECネットエスアイ(株)

幼児活動研究会(株)

(株)日本ケアサプライ

ゲンダイエージェンシー(株)

養命酒製造(株)

エレマテック(株)

(株)三越伊勢丹ホールディングス

八洲電機(株)

(株)エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート

(株)エイトレッド

(株)ディスコ

(株)メディアリンクス

日本電気(株) ※IFRS適用

santec(株)

日東電工(株) ※IFRS適用

(株)東海理化電機製作所

(株)島根銀行

ジェイリース(株)

日産自動車(株)

(株)ミクリード

(株)きもと

兼松サステック(株)

(株)バルカー

佐藤商事(株)

(株)阿波銀行

(株)マネーパートナーズグループ

京阪神ビルディング(株)

(株)スターフライヤー

(株)ゼンリン

北陸電力(株)

(株)カプコン

(日本取引所グループ・銘柄コード順)